

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年10月23日付け感対第555号（以下「本件処分」という。）で行った公文書不開示決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年10月11日付けで埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、別表に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し実施機関は、「請求に内容に対する文書を作成・取得していない」と理由を付記して本件処分を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、本件処分について、令和6年11月5日付けで、処分を取り消すとの裁決を求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和7年2月13日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問（諮問第392号）を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分に係る不開示決定を取り消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件処分について、「不存在」と記載されているが、埼玉県職員に対する懲戒

事由発生可能性を伴う刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項違反による刑法（明治40年法律第45号）第104条証拠隠滅罪の恐れがある。

イ 埼玉県文書管理規則5条違反、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第4条違反類推適用、憲法21条違反、憲法31条違反である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 職員が刑事訴訟法第239条第2項における告発義務を履行していないことによる証拠隠滅罪（刑法第104条）のおそれについては、認否の限りではない。

その理由は、当該「おそれ」については、請求人の主観によるものであり、本件処分の対象となる文書の存否と直接関係がないからである。

(3) 埼玉県文書管理規則第5条違反及び公文書等の管理に関する法律第4条違反類推適用については、否認する。その理由は、埼玉県文書管理規則第5条及び公文書等の管理に関する法律第4条は、行政機関において処理をした事案について、その処理内容等を記録した文書を作成しなければならない旨を規定したものであるが、審査請求人の主張する国家賠償請求等を行う事務を行った事実はないため、処理内容等を記録した文書等を作成していないのは当然であり、これらの規定に反しないからである。

(4) 憲法第21条違反については、否認する。

その理由は、憲法第21条は、いわゆる知る権利を含む、集会の自由・結社の自由・表現の自由、検閲の禁止、通信の秘密について規定したものと解されているが、審査請求人の主張する国家賠償請求等を行う事務を行った事実はなく、文書は存在しないため、知る権利を害しているものではないからである。

(5) 憲法第31条違反については、否認する。

その理由は、憲法第31条（類推適用含む）は、適正手続きの保障について規定

したものと解されているが、審査請求人の主張する国家賠償請求等を行う事務を行った事実はなく、文書は存在しないため、文書不存在による不開示決定は適正な手続きによるものだからである。

(6) 本件処分について、請求権を行使した事実はなく、文書不存在である。

(7) よって、本件処分は妥当である。

5 審査会の判断

(1) 開示しない理由の提示について

ア 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、条例第14条第2項の規定に基づき、開示請求者に対して、当該決定をした旨を書面により通知しなければならないとされている。また、本件処分は本件開示請求に対し、公文書を開示しない、すなわち申請を拒否するものであることから、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号。以下「手続条例」という。）第8条第1項の「申請により求められた許認可等を拒否する処分」に当たり、同処分をする場合には、手続条例第8条第1項及び第2項本文の規定により、申請者に対する処分と同時に理由を示さなければならず、当該処分を書面でするときは、理由も書面で示さなければならぬとされている。この理由の提示は、行政庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて、不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられていると解され、提示されるべき理由としては、不開示とする部分について、所定の不開示理由のどれに該当するのかが開示請求者がその根拠とともに了知し得るものでなければならない（最高裁判所昭和60年1月22日第三小法廷判決・民集39巻1号1頁、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決・集民166号773頁参照）。

イ 本件不開示決定通知書の開示しない理由の欄には、「公文書を保有していないため（保有していない理由）請求の内容に対する公文書を作成・取得していないため」と記載されていた。しかしながら、この記載では、対象公文書がそもそも作成されてはいないのか、作成されたものの保存年限の到来による廃棄等の事情

で保有されなくなったのか、あるいは文書自体は存在するが組織的に用いられていないため公文書に該当しないと判断したのか等の事情を踏まえた不開示決定の理由について、開示請求者が了知することができるとはいえない。

ウ しかし、提出された弁明書において、上記4のとおり文書が存在しない理由について補足的に説明がされており、開示請求人にとって了知し得る理由が提示され、それに対する反論の機会も保障されていた。

エ 弁明書に記載の文書不存在の理由については不自然、不合理な点は見受けられず、当審査会が実施機関に聴取したところ、その他に実施機関が請求内容に合致する文書を作成すべき具体的な事情も見受けられなかった。

オ よって、本件処分理由の提示については不足があるものの、その後弁明書により補完されたものと認められる。

(2) 小括

以上のことから、本件処分は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

本件処分は上記のとおり妥当であるが、情報公開制度の趣旨を鑑みれば、原処分の不開示決定において、開示請求人が了知し得る具体的な理由を記載すべきである。実施機関においては、今後この点に留意して適切に対応することが望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

洞澤 秀雄、田畑 麗菜、松村 好恵

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年 2月13日	諮問(諮問第392号)を受け、弁明書の写しを受理

令和7年12月 1日	審議（第三部会第195回審査会）
令和8年 1月19日	審議（第三部会第196回審査会）
令和8年 2月19日	審議（第三部会第197回審査会）
令和8年 3月25日	答申

別紙

開示請求する公文書の名称又は内容（一部抜粋）

1、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出していない埼玉県知事どのが民法 644 条善管注意義務にもとづき、204 号 235 号 435 号 890 号住民監査請求監査対象を訴訟物とする住民訴訟証拠説明書受領後相当期間内に住民訴訟口頭弁論期日を決定しないさいたま地裁民事 4 部裁判官に、遅延利息国家賠償請求したことが確認できる文書

2、感染症法・予防接種法・新型インフルエンザ等対策特別措置法等が適用される立法事実存在の抗弁を提出していない埼玉県知事どのが民法 644 条善管注意義務にもとづき、204 号 235 号 435 号 890 号住民監査請求監査対象を訴訟物とする住民訴訟証拠説明書受領後相当期間内に住民訴訟口頭弁論期日を決定しないさいたま地裁民事 4 部裁判官に、裁判外で遅延利息損害賠償請求したことが確認できる文書